

令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）の編成について

一般会計補正予算(第 5 号)については、下記の方針により編成する。

記

今般、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に関わる経費について、緊急的に補正予算の編成を行うものである。

1 一般会計

緊急的に予算措置を要する事業。

2 留意点

給与関係費及び各特別会計は、原則として、今回の補正対象としない。

3 編成日程

月 日	事務内容
12 月 23 日（月）	各部通知 見積書提出期限 各課ヒアリング 財政課査定
12 月 24 日（火）	区長査定・内示

※状況により変更する場合があります。